

令和3年1月27日
資料提供
人権政策課 佐伯
073-441-2561

部落差別のない社会の実現を目指して ～「部落差別解消推進条例」のリーフレットを作成しました！～

本県では、インターネットを利用した部落差別の書き込みの調査を行っており、当該調査により把握した部落差別の書き込みについては、プロバイダ等への削除依頼を行っているものの、当該書き込みが削除されないという現状があります。

このような現状を踏まえ、インターネットを利用した部落差別の解消をより一層推進していくため、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」を改正し、令和2年12月24日から施行しています。

県では、リーフレットを作成し、本条例の周知を図るとともに、部落差別の解消を推進するため、相談体制の充実や教育・啓発の実施などに取り組みます。

【条例の改正内容】

- インターネット上に投稿された部落差別の情報の拡散防止を図るため、特定電気通信役務提供者（プロバイダ）の責務を規定しています。
- インターネットを利用して部落差別を行った者に対する取組を明記しています。

【県民及び事業者へのお願い】

- インターネット等あらゆる方法により部落差別を行わないなど、部落差別の解消のために取り組むようお願いいたします。
- 事業者は、自社の従業員の人権意識の高揚を図るための研修などをお願いいたします。



- ・ 規格:A4、二つ折り、4 ページ
- ・ 配布先:県人権政策課、各振興局、
(公財)和歌山県人権啓発センター 等

※県人権局 HP でもご覧いただけます。

URL :

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/d00203694.html>